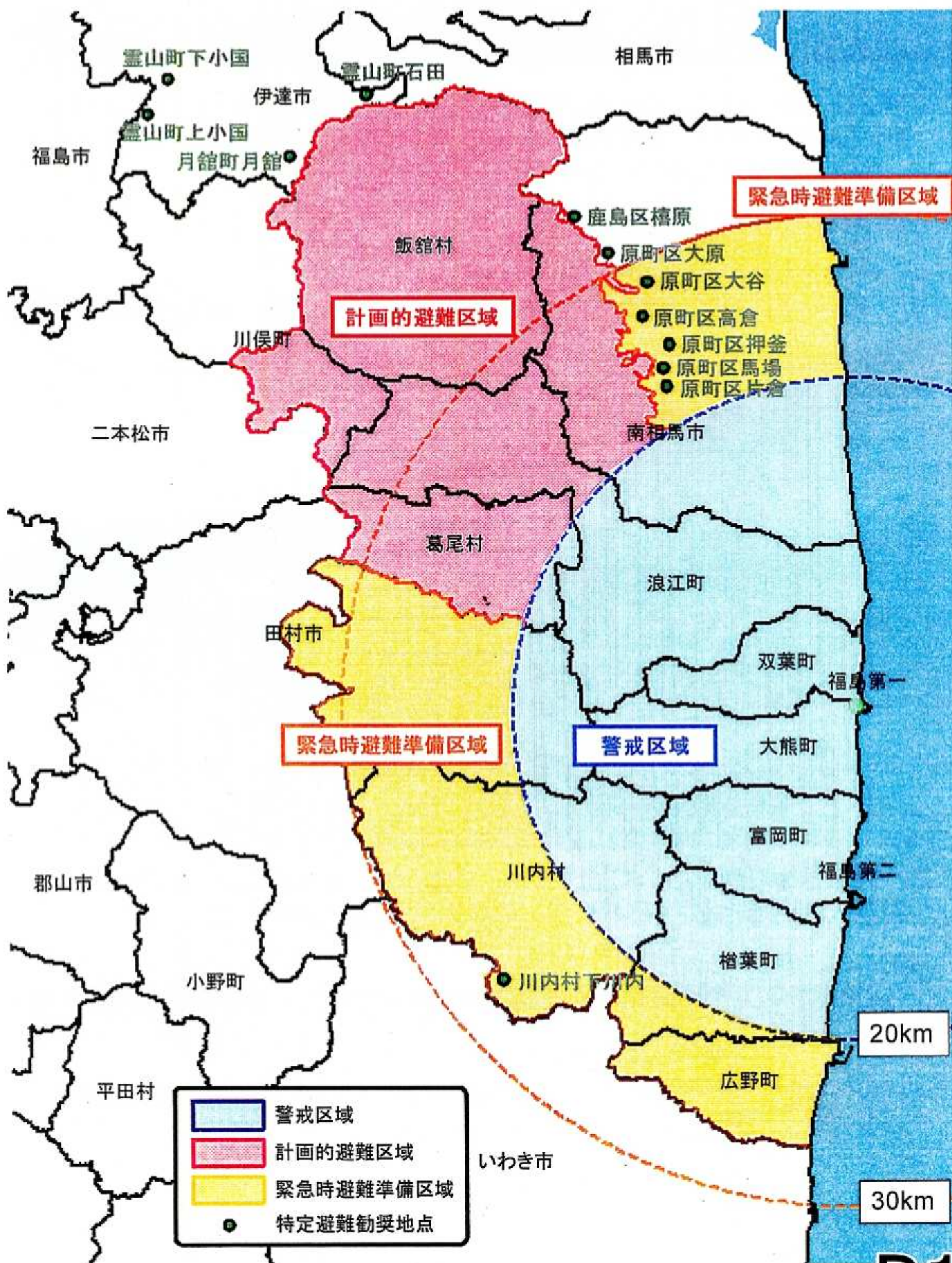


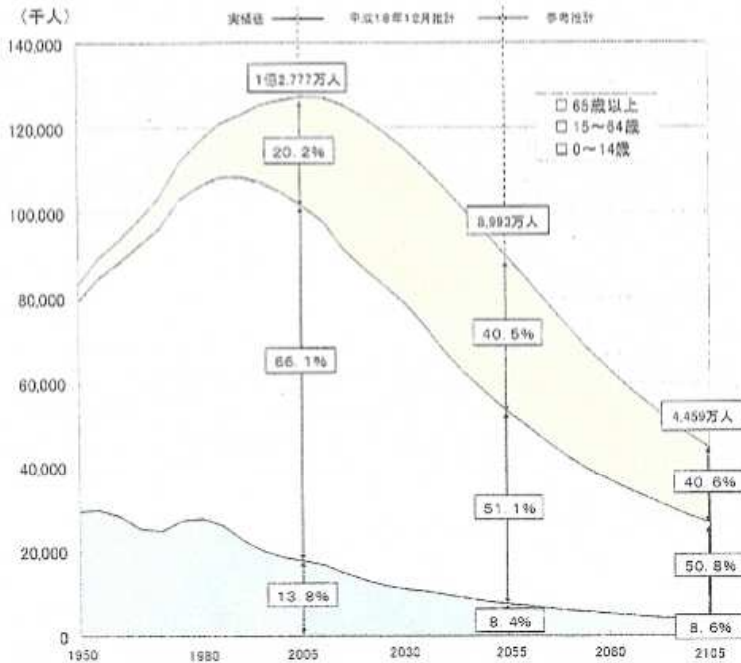
(参考)

避難区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点を含む地域の概要図
(平成23年8月5日現在)



人口の動向

- 日本は2004年総人口1億2,779万人をピークに人口減少社会に入った。2005年～2007年まではほぼ横ばいが続いた。なお、2010年4月1日現在の人口は前年同月に比べ、12万1千人(0.1%)の減少となり、減少幅が拡大している。
- 2055年には総人口約9,000万人と人口減少が進み、2.5人に1人が65歳以上の超高齢社会が続く。



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」

○ 将来人口動向(中位推計)

総人口

1億2,777万人 → **8,993万人** (2055年) → 4,459万人 (2105年)

老年人口(65歳以上)

2,576万人 → 3,646万人 → 1,811万人

生産年齢人口(15歳～65歳未満)

8,442万人 → 4,595万人 → 2,263万人

年少人口(0歳～15歳未満)

1,759万人 → 752万人 → 386万人

○ 直近の動き(総務省人口推計より)

2006年 1億2,772万人 (平成18.4.1現在)

2007年 1億2,774万7千人 (平成19.4.1現在)

2008年 1億2,768万7千人 (平成20.4.1現在)

2009年 1億2,756万6千人 (平成21.4.1現在)

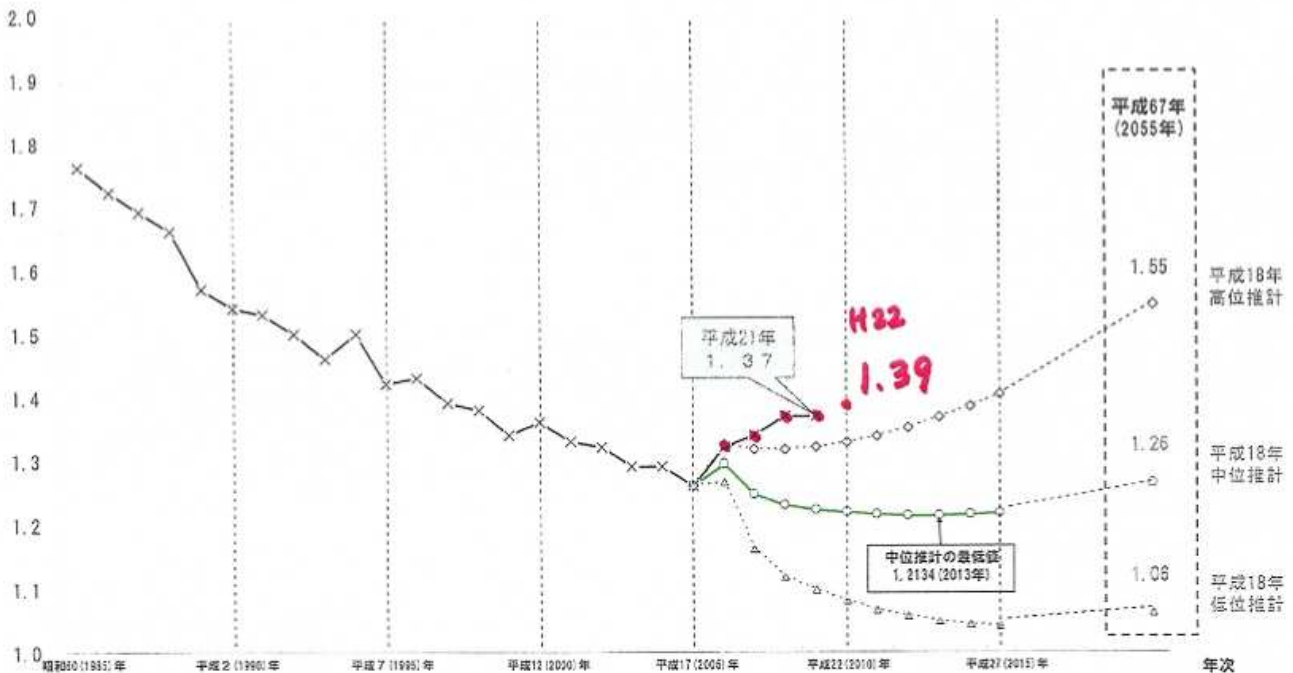
2010年 1億2,744万5千人 (平成22.4.1現在)

※総人口に占める65歳以上の割合は23.0%

-1-

合計特殊出生率の将来見通し

- 平成18年の将来推計人口では高位、中位、低位の3つの推計を算出している。
- 平成18年の実数値は1.32で高位推計と同じ。平成21年の実数値は1.37で高位推計(1.32)を上回った。



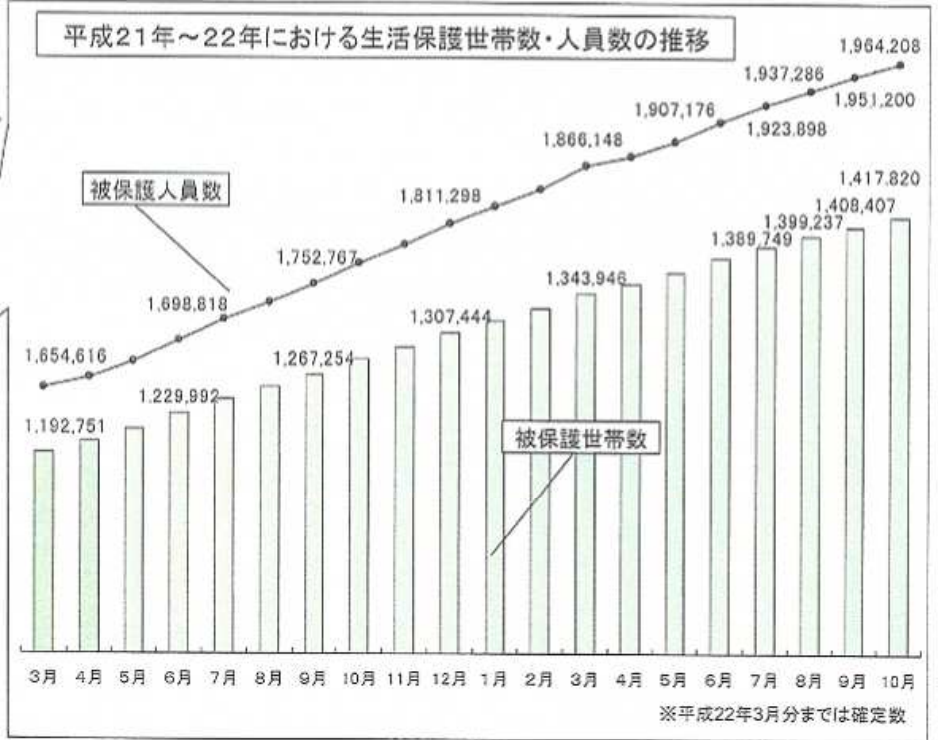
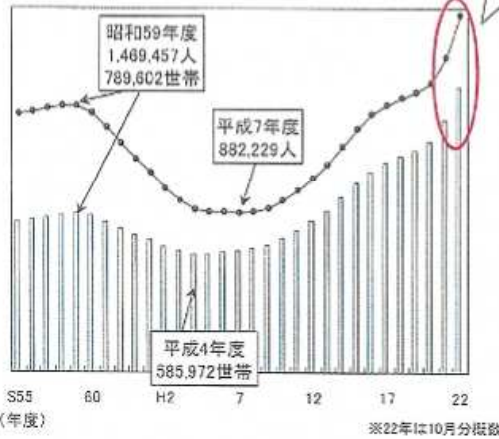
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」等

生活保護世帯数・人員数の推移

○ 生活保護世帯・人員は近年大きく増加している。平成22年10月の被保護人員数は196万人を超え、被保護率（人口に対する被保護人員の割合）は1.54%となっている。

H21年度 127万 588 世帯
 79 高齢者世帯 44.3%
 障害・傷病者世帯 34.4%
 心身 13.5%
 母子世帯 7.2%
 H22年度推定 2兆2006 億円

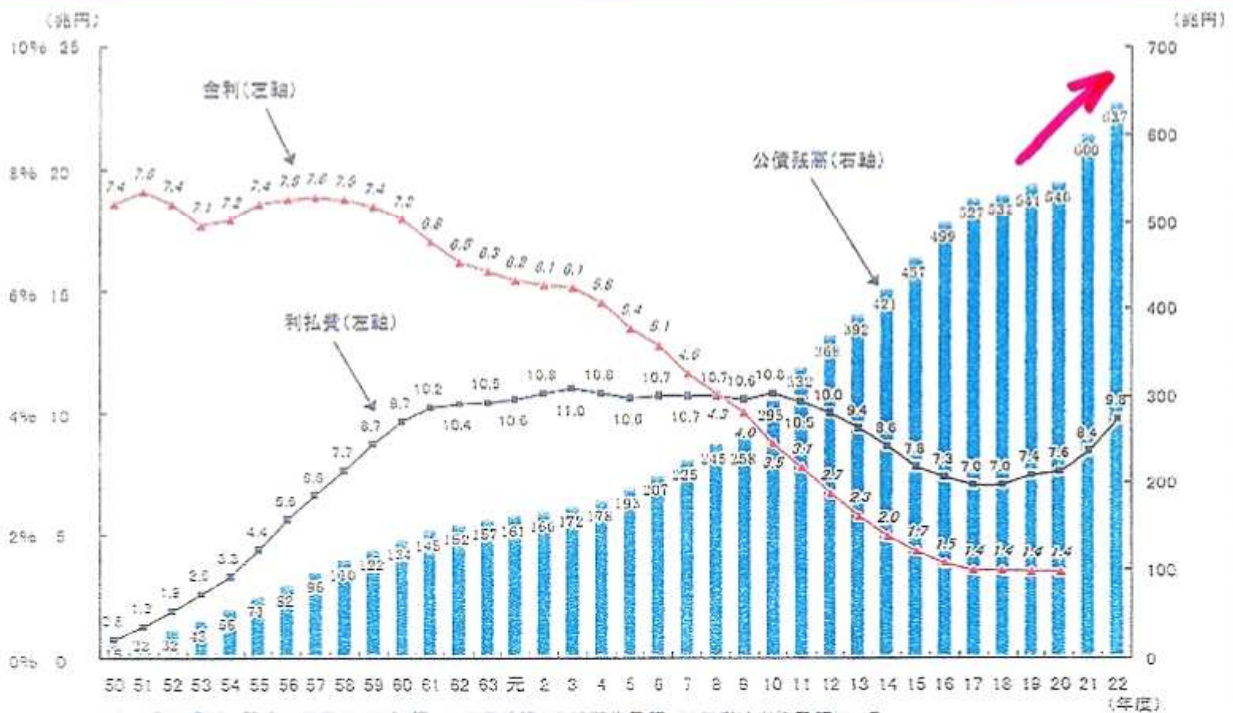
昭和55年～平成22年の動向



(出所)厚生労働省福祉行政報告例(平成22年10月分概数)を基に作成

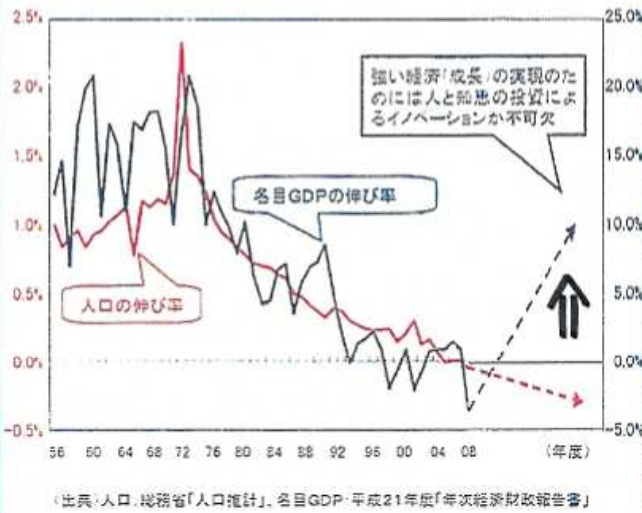
利払費と公債残高

他国に例を見ない債務残高の累積もあり、今後、金利が上昇すれば、利払費の大幅な増加が懸念されます。



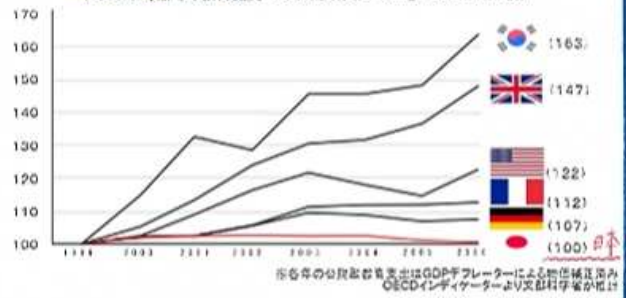
導入:「強い経済」の最大のエンジンは人、知恵・知識

日本の経済成長率と人口増加率の推移



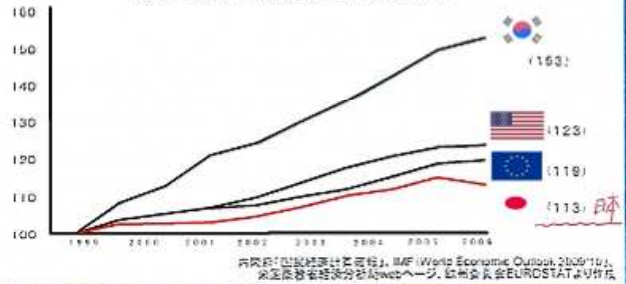
公財政教育支出

(1999年時点での教育機関への公財政支出(※)を100として比較)

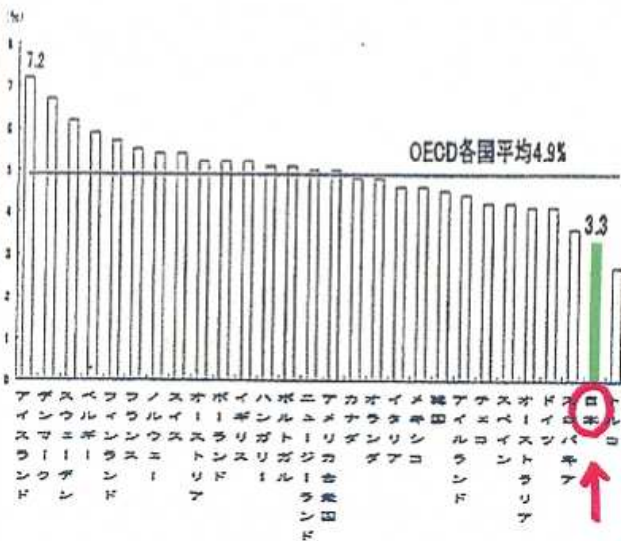


実質経済成長率

(1999年時点を100とした実質経済成長の伸び)

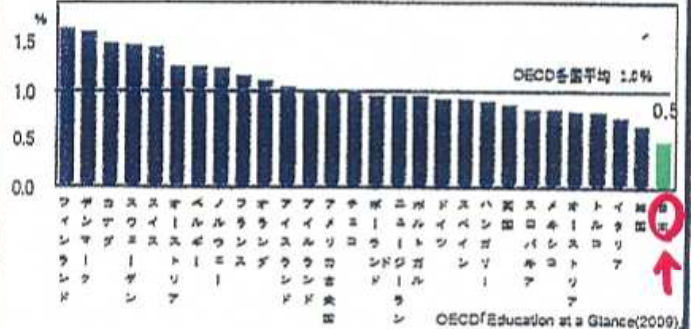


GDPに占める公財政教育支出の割合



※トルコ(2.7%)は、昨年はデータの提出がなかった。
OECD「Education at a Glance(2009)」

GDPに占める高等教育機関に対する公財政支出の割合

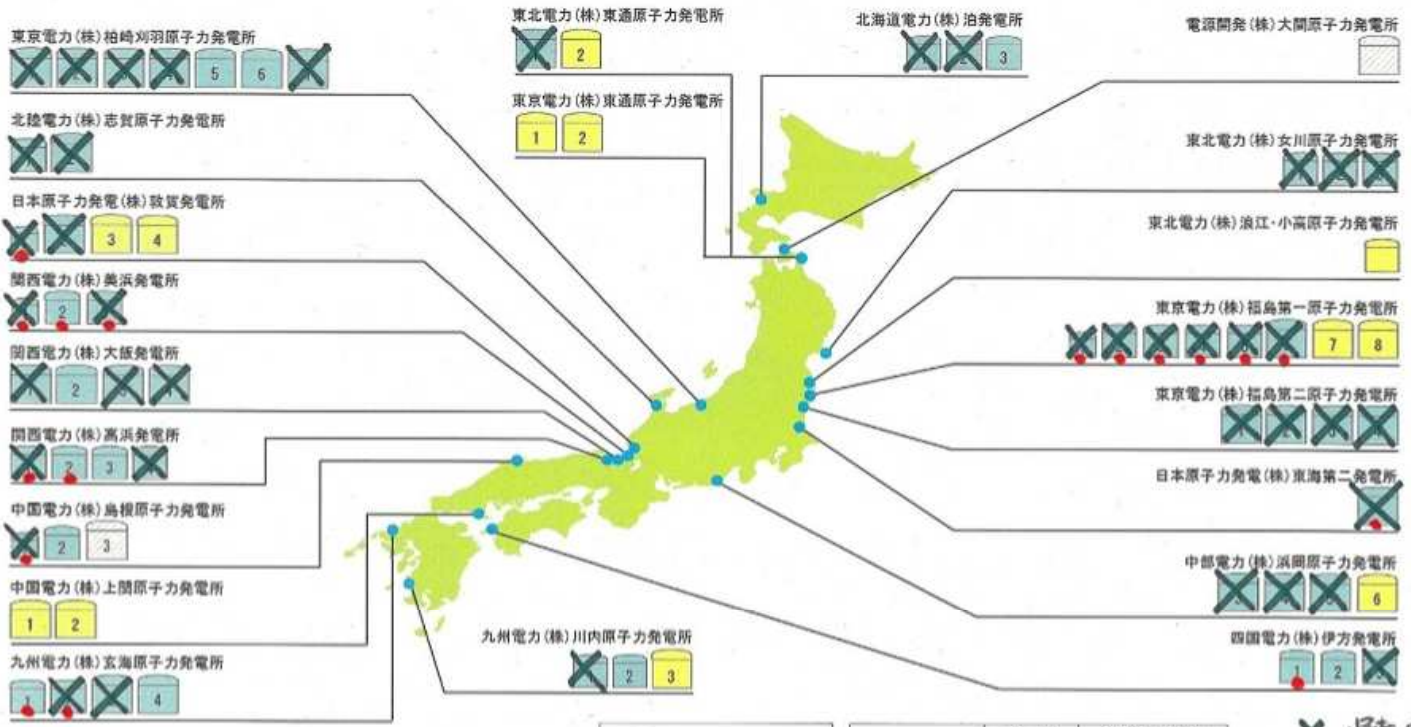


一人当たりの公財政高等教育支出



日本の原子力発電所の運転・建設状況

(商業用・2010年3月末現在)



| 出力規模 | 運転中 | 建設中 | 着工準備中 |
|----------|-----|-----|-------|
| 50万kW未満 | | | |
| 100万kW未満 | | | |
| 100万kW以上 | | | |

| | 基数 | 合計出力(万kW) |
|-------|----|-----------|
| 運転中 | 54 | 4884.7 |
| 建設中 | 2 | 275.6 |
| 着工準備中 | 12 | 1,655.2 |
| 合計 | 68 | 6,815.5 |

運転終了：日本原子力発電(株)東海発電所 1998.3.31 / 中部電力(株)浜岡原子力発電所1、2号機 2009.1.30

出典：資源エネルギー庁「原子力2010」

我が国周辺の安全保障環境

中国の核・ミサイル戦力や海・空軍力の近代化

韓国海軍哨戒艦「天安」沈没事件(10年3月)

DF-31大陸間弾道ミサイル

複数の中国H-6爆撃機が、日中中間線付近まで進出(07年9月)

キロ級潜水艦

J-10

中国公船2隻が尖閣諸島周辺の我が国領海に侵入(08年12月)

ミサイル・核問題

わが国上空を超えるミサイルの発射(09年4月)

核実験実施の発表(06年10月、09年5月)

北方領土問題

露Tu-95が伊豆諸島沖を領空侵犯(08年2月)

ソブレメンヌイ級駆逐艦等4隻が中国海軍戦闘艦艇として初めて津軽海峡を通過し、わが国を周回(08年10月)

中国ミン級潜水艦が大隈海峡を浮上航行(03年11月)

沖縄近海と伝えられる国際水域で、中国ソン級潜水艦が米空母キティホーク近傍に浮上(06年10月)

キロ級潜水艦、ソブレメンヌイ級駆逐艦等中国艦艇10隻が沖縄本島と宮古島の間を抜けて太平洋に進出。海自護衛艦に対して中国艦艇ヘリが近接飛行(10年4月)

原潜潜没航行事業(04年11月)

中国ハン級原子力潜水艦

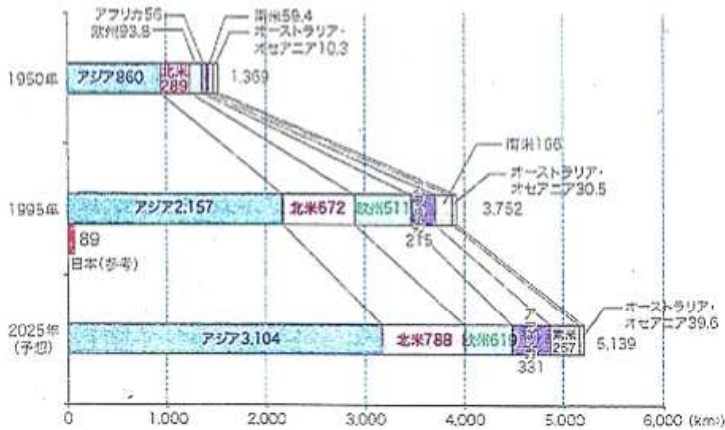
わが国は、海上輸送に全貿易量の99%以上(重量ベース)を依存。

P5

1 地域・社会の変貌と世界の水問題(世界の水ストレスの増大)

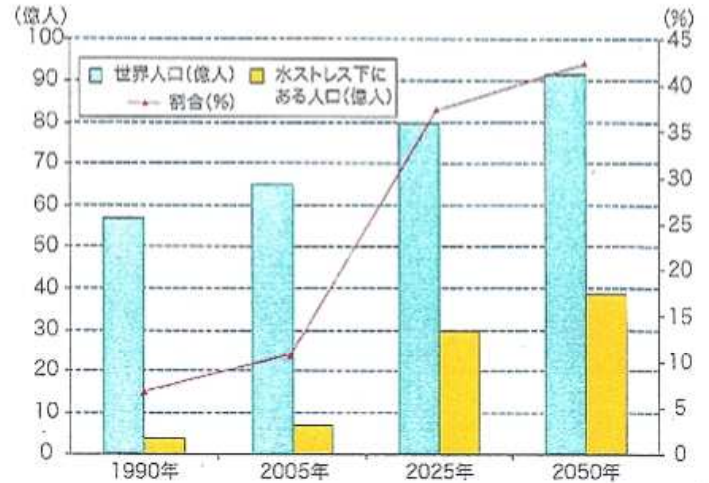
- 1995年の水使用量は、1950年の約2.7倍で、特に生活用水の増加は約6.7倍と急増。また、2025年の水使用量、生活用水は、それぞれ1995年の約1.4倍、約1.8倍になると予想。
- 2005年には、43ヶ国の約7億人が水ストレス下にある状態であり、その全世界人口に占める割合は、上昇傾向。

水ストレス: 利用可能な水の量が、年間1人あたり1,700m³を下回る状態 (UNDP「Human Development Report 2006」による)



急増する世界の各地域における水使用量

(出典) UNESCO「World Water Resources at the Beginning of The 21st Century」(2003)をもとに作成

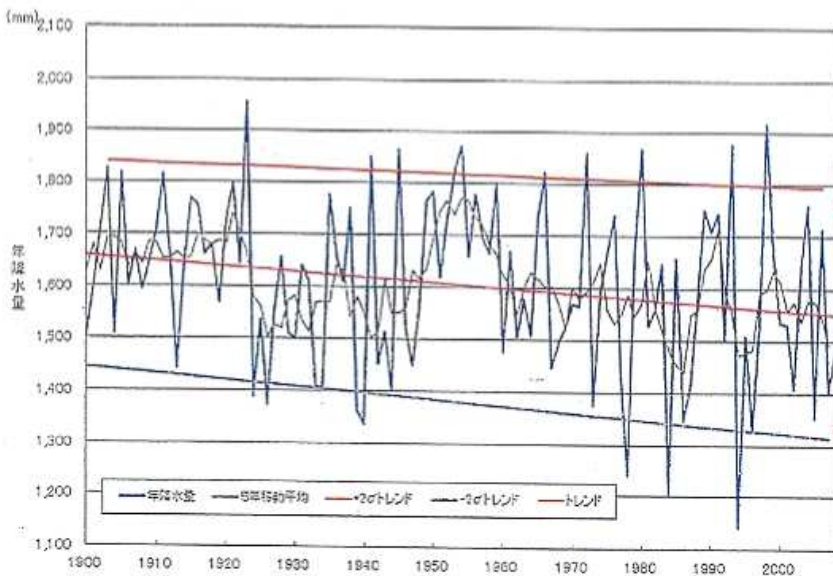


世界の水需給の逼迫の状況

(出典) UNDP「Human Development Report 2006」及びUN「World Population Prospects: The 2008 Revision」をもとに作成

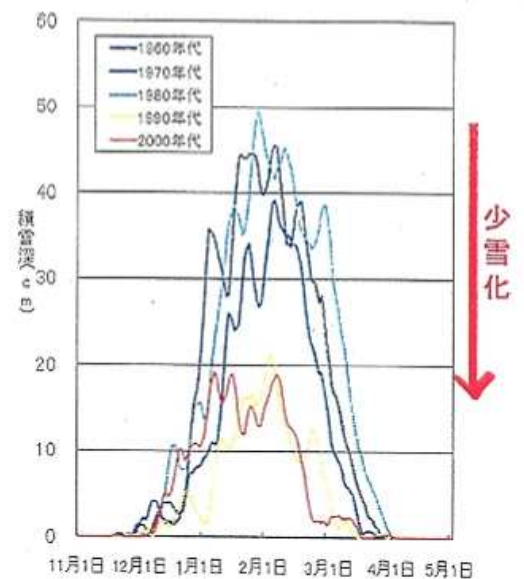
2 水需給バランス(降水量の変動増加、少雪化)

- 我が国において、近年、年降水量の変動幅の増大や少雪化などが進展。



年降水量の経年変化(全国51地点の平均)

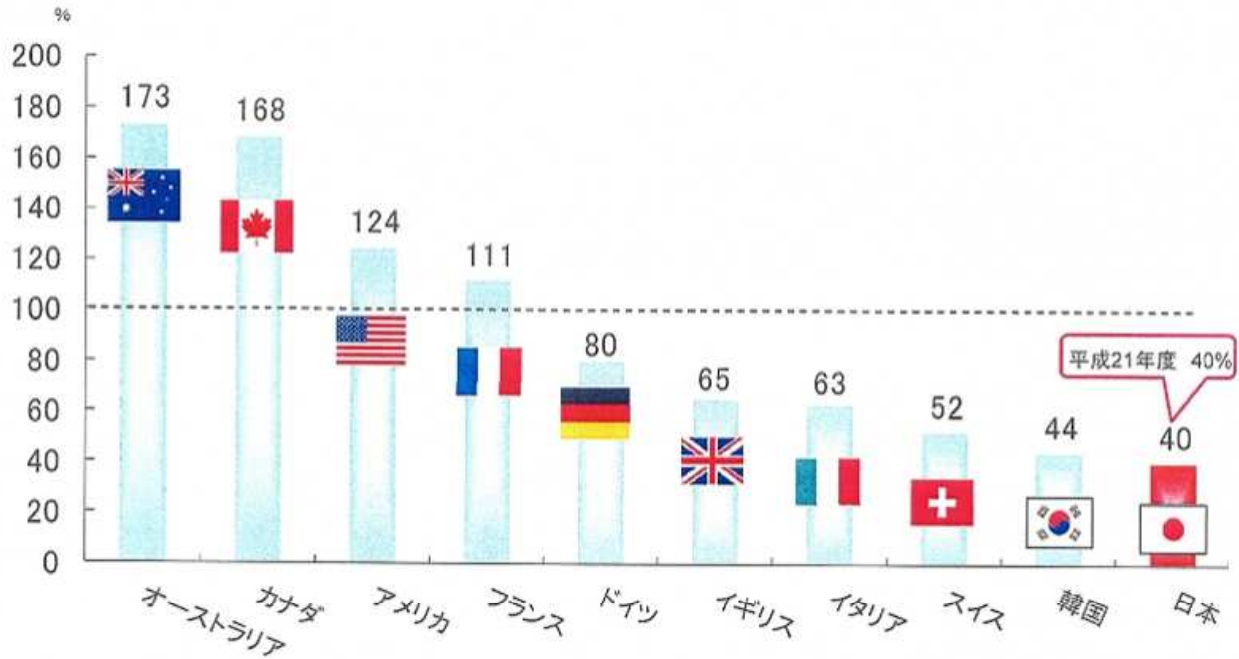
(出典) 気象庁資料をもとに作成



富山の積雪量の変化

(出典) 気象庁資料をもとに作成

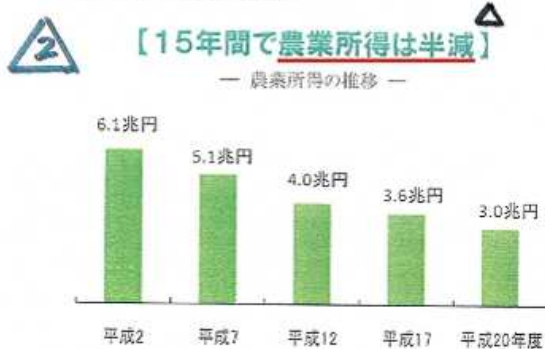
我が国の食料自給率は先進国の中で最低水準



(資料) 農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」等を基に農林水産省で試算した。ただし、韓国については、韓国農村部「2009年度農漁業農村及び食品産業に関する年次報告書」による。
 (注) 1. 数値は、平成19年(ただし、日本は平成21年度)
 2. カロリーベースの食料自給率は、総供給熱量に占める国産供給熱量の割合である。なお、畜産物については、飼料自給率を考慮している。また、アルコール類は含まない。

農地の減少、農業者の高齢化、農業所得の減少等について

我が国の農業・農村は、農地の減少、農業者の高齢化、農村の疲弊など、ここ数十年で危機的な状況が一層深刻化し、この15年間で農業所得は半減。



資料: 農林水産省「農林業センサス」(22年推定値)
 注: 農業従事者とは、「専業従事者+半専業従事者(専従者+兼業者)」を指し、専業・半専業を指す。専業とは、専業として専ら営む者に限る。

各国の農業予算について

フランスやドイツでは、EUによる共通農業政策予算に加え、各々国家予算の4.3%の農業予算が投じられている一方、我が国の農業予算は国家予算の2.5%とかなり低くなっている。

EU、米国では、最近18年間で農業予算は増加している一方、我が国では、近年、公共事業の削減により農業予算は減少。

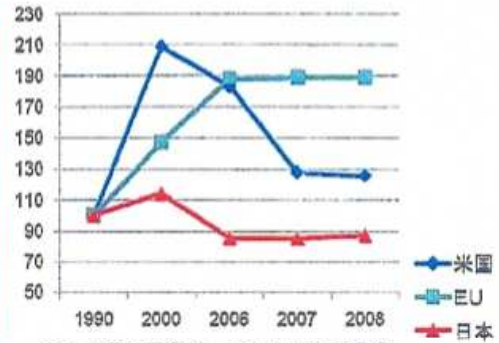
【米国、EU、日本の農業関係予算比較(2008年度)】

| | 米国 | | EU | フランス | ドイツ | イギリス | 日本 |
|------------------|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | フードスタンプ等を除く | | | | | |
| 農業予算額(億円) | 87,753 | 24,806 | 82,010 | 18,196 | 18,429 | 11,349 | 21,799 |
| 国家予算対比 | 2.8% | 0.8% | 45.1% | 4.3% | 4.3% | 1.3% | 2.6% |
| 農家一戸当たり農業予算(万円) | 399 | 113 | 60 | 345 | 497 | 376 | 87 |
| 農地1ha当たり農業予算(万円) | 2.1 | 0.6 | 4.3 | 6.2 | 10.9 | 6.4 | 47.1 |

資料: 予算額は米国「予算教書」、EUは「EC官報」、フランス予算書資料、ドイツ連邦消費者保護食料農業省予算資料、英国環境・食料・農村地域省予算資料、農家戸数は米国2008年農業統計局資料、EU及びEU各国「The Agriculture in the European Union; 2008」、日本統計部資料、農用地面積は日本「耕地及び作付面積統計」、その他はFAOSTAT(2007)。

【農業関係予算の増減】

(フードスタンプ経費等を除いたもの)

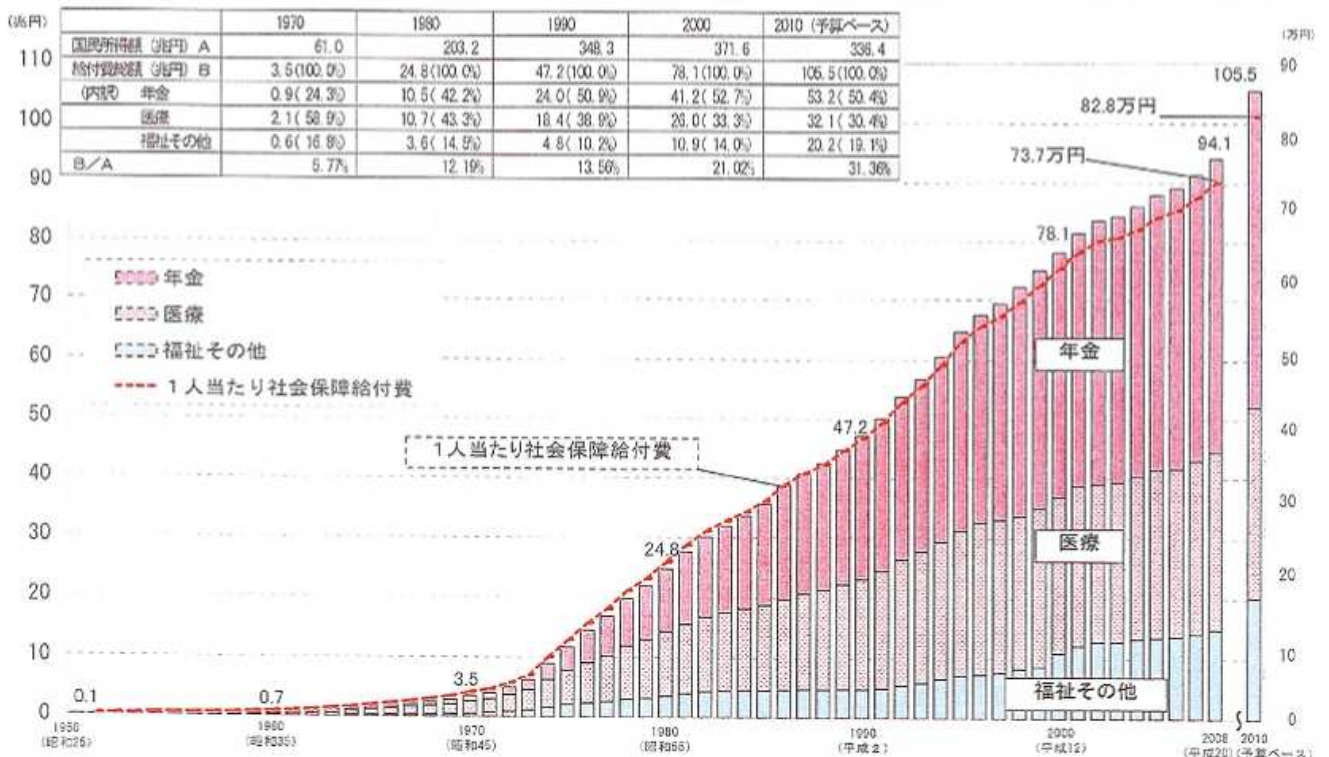


注1: 各国の通貨ベースで1990年の農業関係予算を100として計算。
 注2: 米国・EUは実績ベース。日本は補正後予算ベース。
 注3: 会計年度は、例えば2008年度の場合、米国(2007年10月~2008年9月)、EU(2008年1月~12月)、日本(2008年4月~2009年3月)。

[戸別所得補償制度]
 所得補償 + 加算 (品質、規模拡大、法人化...等)

社会保障給付費の推移

○ 平成22年度の社会保障給付費は、国民所得の約31%、105.5兆円であり、国民1人当たり82.8万円に達している。



社会保障と税の一体改革について

～ 公平・公正で、自助・共助・公助のバランスの取れた、全ての人により受益を実感できる社会保障へ ～

未来への投資(子ども・若者支援)を強化し、全世代対応型の社会保障制度の実現へ

医療・介護等サービス保障の強化
ライフ・イノベーションの推進

貧困・格差対策の強化
(重層的セーフティネットの構築)

多様な働き方を支える
社会保障制度へ

社会保障の安定財源の確保

必要な社会保障の機能強化と社会保障の持続可能性を確保するため、**社会保障と税の一体改革**を実現する。

改革の基本的方向性

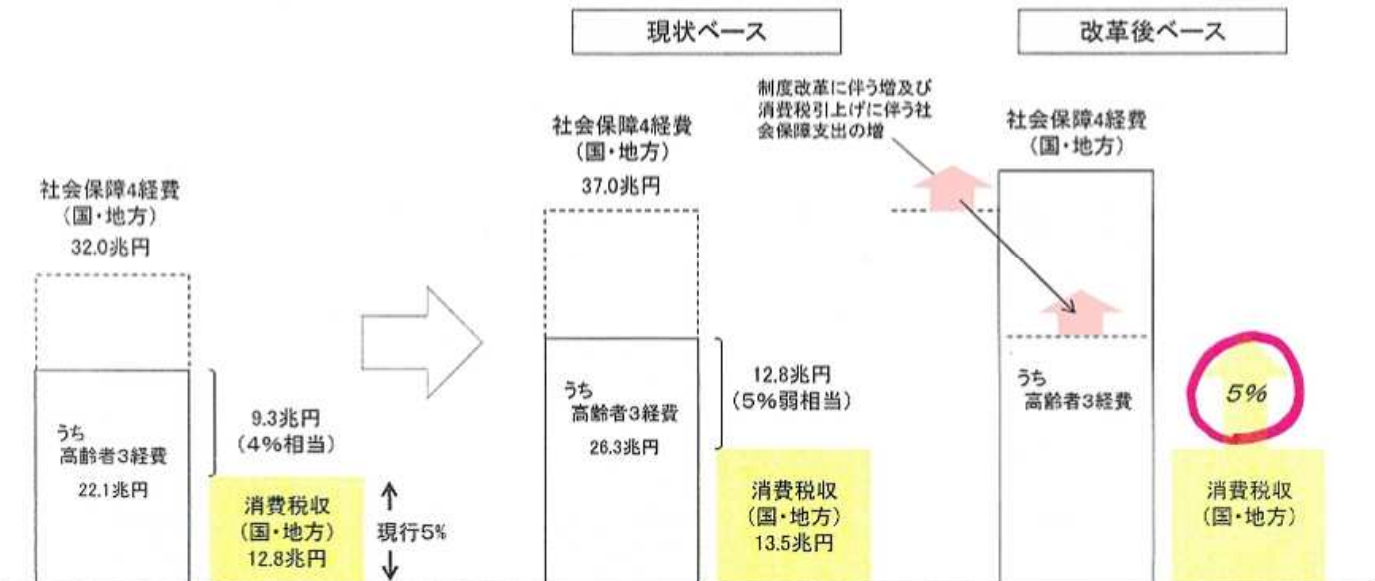
| (主要分野) | 概算要求(主なもの) | 制度改革等で目指すもの | |
|------------|--|--|---------------------------|
| I 子ども・子育て | 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実、社会的養護の充実等 | 幼保一体化を中心にした子ども・子育て新システム | 診療報酬・介護報酬の同時改定 |
| II 医療・介護等 | 地域医療確保対策、在宅医療・介護の推進、地域ケア多職種協働の推進等、後発医薬品の使用促進等 | ・地域の実情に応じたサービスの提供体制の機能強化と効率化・重点化 ・セーフティネット機能の強化 | |
| III 年金 | 持続可能で安心できる年金制度の運営(基礎年金国庫負担割合2分の1)等 | ・信頼できる年金制度の確立 ・短時間労働者への適用拡大 | 平成24年以降、関連法案の提出等、改革を着実に遂行 |
| IV 就労促進 | 「若者ステップアッププログラム」の推進、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進等 | ・「全員参加型社会」、 ・「ディーセント・ワーク」の実現 | |
| V その他の主な施策 | ライフ・イノベーションの一体的な推進、子どもの貧困対策充実、良質な障害福祉サービスの確保、等 | ・ライフ・イノベーションの推進、貧困・格差対策、障害者支援等 | |

改革の全体像・ビジョンについて、国民に分かりやすく作成し、提示

社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

(2011年度)

(2015年度)(※)



(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

(注1) 消費税収は、現在は、国分は予算総則により高齢者3経費に充てられ、地方分は一般財源である。

(注2) 消費税収(国分)を充当する社会保障給付の具体的分野(2015年度時点)は、高齢者3経費を基本としつつ、今後検討。

(注3) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

(注4) 2015年度の消費税収は、内閣府「経済財政の中長期試算」(平成23年1月)に基づく推計(年央に改訂)。

各論1. 社会保障

(1) 医療

高齢化等により医療費が経済の伸びを上回って増大する中で、公的医療保険制度を将来にわたって持続可能なものとするには、医療にかかるコスト全体の効率化を図りながら、給付(診療報酬)、負担(保険料等)の両面において、より適正・公平な配分・分担を実現していく必要があります。

① 国民医療費(平成19(2007)年度:34.1兆円)の内訳

・年齢階級別 ⇒ 65歳以上(人口の2割)で約5割、75歳以上(人口の1割)で約3割

| 国民医療費(34.1) | |
|-----------------|--|
| 65歳未満:48%(16.4) | 65歳以上:52%(17.7) [70歳以上:42%(14.2)、75歳以上:30%(10.1)] |

・財源別 ⇒ 患者負担等は14%、税・保険料といった国民負担で86%をカバー

| | | |
|---|---|-------------------|
| 公費(税):37%(12.5) [国:25%(8.4)、地方:12%(4.1)] | 保険料:49%(16.8) [事業主:20%(6.9)、被保険者:29%(9.9)] | 患者負担等 14%(4.8) |
|---|---|-------------------|

・費用構造 ⇒ 医師等の人件費:約5割、医薬品:約2割、その他:約3割

| | | | |
|-------------------|-----------------|-----------------|----------------------|
| 医師等の人件費:49%(16.8) | 医薬品 22%(7.4) | 医療材料 6%(2.1) | 委託費・光熱費等 23%(7.8) |
|-------------------|-----------------|-----------------|----------------------|

(注) 数字は平成19(2007)年度ベース〔()内は金額(兆円)〕

(2) 医療における諸外国との格差

我が国の医療の現状を見ると、老人医療費等において諸外国と際立った相異を示しています。

△ 「老人1人当たり医療費」は若年者に比べ極めて高い

… 約5倍、諸外国は2~4倍

△ 「病床数」が多く、「入院日数」も長い

… 病床数:諸外国の2~4倍、入院日数:3~5倍

△ 外来患者の「受診回数」が多い

… OECD加盟国で最多、諸外国の2~5倍

△ 「後発医薬品の使用」は非常に少ない

(単位:%)

| 国名 | 後発品医薬品シェア(2007年) | |
|------|------------------|----|
| | 数量 | 金額 |
| 日本 | 19 | 7 |
| アメリカ | 67 | 14 |
| イギリス | 62 | 28 |
| ドイツ | 59 | 23 |

(出典) 日本:厚生労働省 諸外国:IMS Health, MIDAS, Market Segmentation, RX only Dec 2007

(注) 諸外国の数値については、出典及び定義に差異があるため、単純比較できない。具体的には、日本では、古典的な医薬品等が「後発医薬品」とは別に、承認が古いなどの理由で先発・後発の区別がない「その他の品目」として取り扱われるが、IMS(米、英、独)の数値の出典ではこれらに該当する医薬品が「後発医薬品」に含まれている可能性がある。

医療提供体制の主要国との比較（2008年）

| 国名 | 平均在院日数 | 人口千人当たり病床数 | 病床百床当たり医師数 | 人口千人当たり医師数 | 病床百床当たり看護職員数 | 人口千人当たり看護職員数 |
|------|--------|------------|---------------------|--------------------|----------------------|---------------------|
| 日本 | △ 33.8 | 13.8 | △ 15.7 | △ 2.2 | △ 69.4 | 9.5 |
| ドイツ | 9.9 | 8.2 | 43.3 | 3.6 | 130.0 | 10.7 |
| フランス | 12.9 | 6.9 | 48.5 ^(※) | 3.3 ^(※) | 115.1 ^(※) | 7.9 ^(※) |
| イギリス | 8.1 | 3.4 | 76.5 | 2.6 | 279.6 | 9.5 |
| アメリカ | 6.3 | 3.1 | 77.9 | 2.4 | 344.1 ^(※) | 10.8 ^(※) |

(出所) OECD Health Data 2010

(注) 平均在院日数の算定の対象病床はOECDの統計上、以下の範囲となっている。

日本: 全病院の病床　ドイツ: 急性期病床、精神病床、予防治療施設及びリハビリ施設の病床(ナースホームの病床を除く)

フランス: 急性期病床、長期病床、精神病床、その他の病床　イギリス: NHSの全病床(長期病床を除く)

アメリカ: AHA(American Hospital Association)に登録されている全病院の病床

(※) 実際に臨床にあたる職員に加え、研究機関等に勤務する職員を含む。

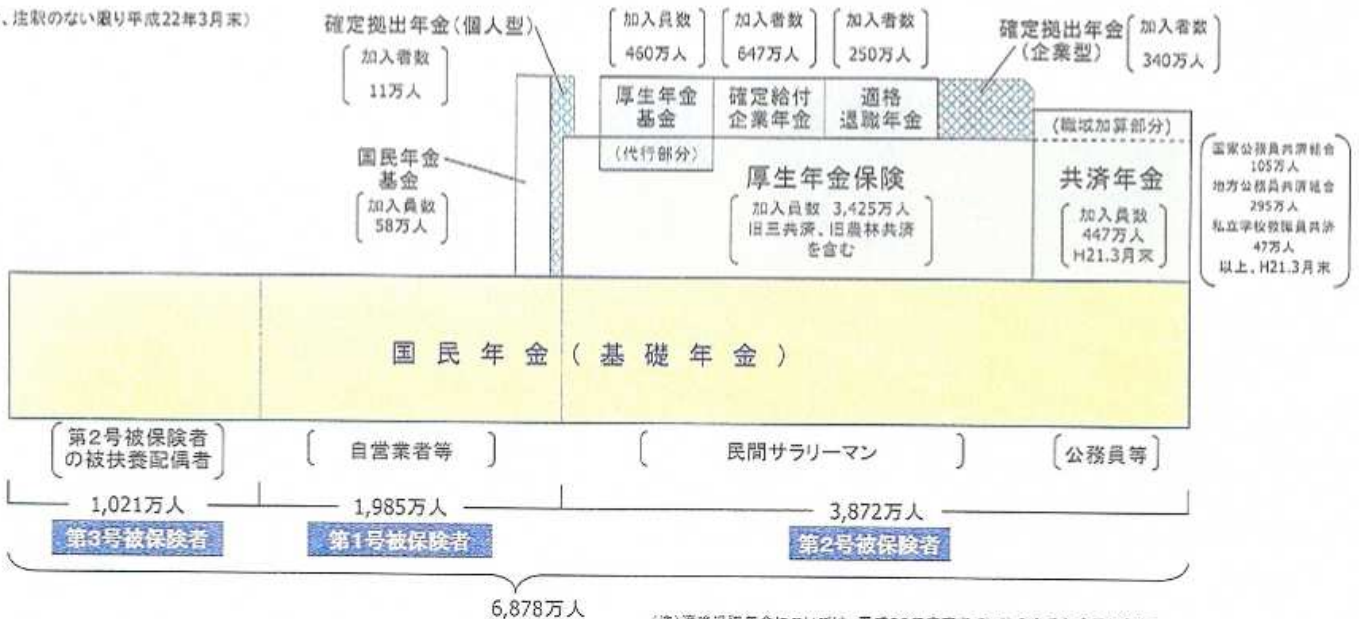
-31-

年金制度の体系

【日本の年金制度の特色】

① 皆年金制度、② 国民年金（基礎年金）、被用者年金（厚生年金、共済）、企業年金の3階建ての構造 になっている。

(数値は、注釈のない限り平成22年3月末)



老齢年金の給付額（平成22年4月）

- ・ 基礎年金：月額 66,008円（40年加入の場合）
- ・ 厚生年金：月額 232,592円（夫の厚生年金（平均的な賃金で40年加入）と基礎年金夫婦2人分の合計）

(出所) 厚生労働省資料等に基づき作成

現在の公的年金制度の課題

- 1961年の国民年金制度創設より約50年が経過し、制度創設時の前提や社会経済の状況が大きく異なってきている。
- 予想を大きく超える速度で少子高齢化が進展。また、人口減少局面に入るとともに、低成長時代で右肩上がりの経済を前提とできない状況。
- こうした状況の下で、公的年金制度には、以下のような課題が存在している。

①国民年金・厚生年金の加入者の変化

- ・雇用の在り方が変化し、非正規雇用と呼ばれる就労形態が増加。
- ・国民年金(第1号被保険者)が、自営業者のための制度から、非正規雇用者が加入する年金制度に変化。
- ・国民年金の制度は、非正規雇用者の受け皿となっておらず、こうした者が将来に低年金・無年金となる可能性が高い。

②年金制度が雇用・就労や人生の選択に影響

- ・被用者の中で、労働時間や収入で年金制度の適用関係が変わる仕組みとなっており、労働者の就業行動や事業主の雇入れ行動に影響を与えている。
- ・保険料を負担しないで基礎年金を受給できる第3号被保険者制度の存在があり、専業主婦を優遇しているのではないかという批判がある。

③低年金・無年金者の存在

- ・老齢基礎年金の平均受給額は月5.4万円、老齢基礎年金のみの平均受給額は月4.85万円。
- ・無年金見込み者を含めた無年金者は最大118万人と推計。

④年金制度への不信・不安

- ・給付と負担の関係が分かりにくいとの指摘。
- ・被用者年金も職域毎に分立しており、官民格差があるという批判がある。
- ・国民年金保険料の未納率の上昇により、制度が破綻するのではないかと不安・誤解がある。

⑤長期的な持続可能性に不安

- ・基礎年金国庫負担財源を賄う恒久財源が確保されていない。
- ・諸外国の動向及び高齢化の一層の進展を踏まえれば、将来的に更なる支給開始年齢の引き上げが必要ではないかとの指摘。
- ・デフレ経済下でマクロ経済スライドが発動しておらず、長期的な財政安定性にも不安との指摘。

年金改革の目指すべき方向性

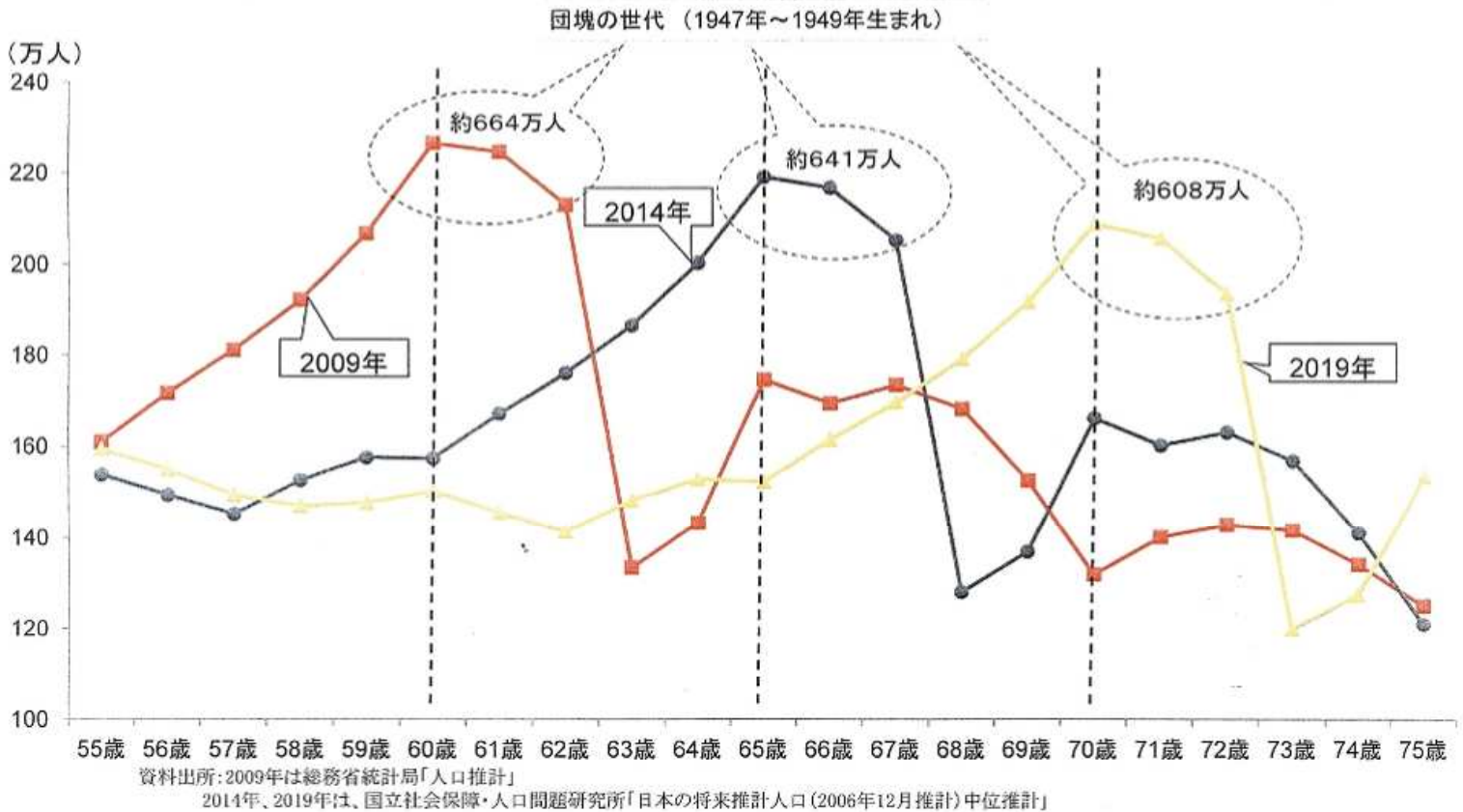
① 新しい仕事への挑戦や女性の就労を妨げる年金制度ではなく、働き方・ライフコースの選択に影響を与えない一元的な制度

② 単身高齢者、低年金者、無年金者の増大に対して、最低保障機能を有し、高齢者の防貧・救貧機能が強化された制度

③ 国民から信頼され、財政的にも安定した制度

団塊の世代の高齢化

- いわゆる団塊の世代(1947~1949年生)が、2014年には65歳、2019年には70歳を迎える。
- したがって、2014年には、すべての団塊の世代が年金受給開始年齢に到達することとなる。



支給開始年齢の引上げの見直し例について

(清家委員からのお求めにより集中検討会議(平成23年5月30日)に提出した資料)

- 現行の厚生年金(2階部分)の支給開始年齢は、段階的に65歳まで引き上げることとなっており、男子で1953年生まれの人から、女子で1958年生まれの人から61歳となる。
- 来年(2012年)60歳となる1952年生まれの人には、(自然に考えると)引上げ前倒しはできないので、1953年生まれの人から引き上げていくこととするが、従来の3年に1歳ずつ引き上げるスケジュールを前倒しし、2年に1歳ずつ引き上げる例を提示(①)。
- 更には、支給開始年齢が完全に65歳に引き上がった以降も、厚生年金・基礎年金とも引き上げる例を提示(②、③)。
- 年金受給を間近に控えた者について予定を変更する内容であり、また、実際には、65歳まではもとより、65歳以降を含めた高齢者雇用や自営業者の生活の安定の確保がなされなければならない、実施のためにはその合意形成も必要だが、ここでは単純に見直しの例を示しているものである。

① 厚生年金について引上げスケジュールを前倒し

| | | | | | |
|--------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 現行(男子) | 2014 61歳 (1953年生) | 2017 62歳 (1955年生) | 2020 63歳 (1957年生) | 2023 64歳 (1959年生) | 2026 65歳 (1961年生) |
| 【見直し例】 | 2014 61歳 (1953年生) | 2016 62歳 (1954年生) | 2018 63歳 (1955年生) | 2020 64歳 (1956年生) | 2022 65歳 (1957年生) |
| | 現在58歳 | 現在57歳 (61歳支給予定) | 現在56歳 (62歳支給予定) | 現在55歳 (62歳支給予定) | 現在54歳 (63歳支給予定) |

(参考) 例えば、61歳から62歳に引き上げる2016年において1歳引き上がることで厚生年金の給付額は約0.8兆円縮小する。
なお、厚生年金の引上げスケジュールを前倒ししても、公費には影響無し。

(注) 厚生年金女子は、現在は5年遅れの2018年からの引上げスケジュールであるが、男子と同様、2013年から前倒す。
なお、共済年金については、現行制度において、男女とも、厚生年金男子と同様、2013年からの引上げスケジュールとなっている。

② 厚生年金について、現在の65歳への引上げスケジュールの後、さらに同じペースで68歳まで引上げ。併せて基礎年金についても68歳まで引上げ。

| | | | | | |
|--------|-------------------------|-------------------------|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 現行(男子) | 2023 64歳 (1959年生) | 2026 65歳 (1961年生) | ※厚生年金・基礎年金とも | 2032 67歳 (1965年生) | 2035 68歳 (1967年生) |
| | | | 【見直し例】 | 2029 66歳 (1963年生) | |

(注) 厚生年金女子についても、スケジュールを前倒して、2025年までに65歳に引き上げた上、68歳にまで引き上げることとする。

③ ①で前倒しを行った上で、さらに同じペースで68歳まで引上げ

| | | | | |
|-------|-------------------------|-------------------------|--------------|-------------------------|
| ①による案 | 2020 64歳 (1956年生) | 2022 65歳 (1957年生) | ※厚生年金・基礎年金とも | 2028 68歳 (1960年生) |
| | | | 【見直し例】 | 2024 66歳 (1958年生) |
| | | | | 2026 67歳 (1959年生) |

(注) 仮に基礎年金の支給開始年齢を引き上げる場合、1歳引き上げる毎に0.5兆円程度公費縮小。

(2) 国民年金保険料の納付状況

平成22年度の国民年金保険料の納付率等について

- ① 平成22年度の現年度納付率は、**59.3%**
(対前年度比△0.7ポイント)
- ② 平成20年度の最終納付率は、**66.8%**
(平成20年度末と比較して+4.8ポイント)
(平成22年度末時点)

納付率の推移

| | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 17年度分保険料 | 67.1% | 70.7% | 72.4% | | | |
| 18年度分保険料 | | 66.3% | 69.0% | 70.8% | | |
| 19年度分保険料 | | | 63.9% | 66.7% | 68.6% | |
| 20年度分保険料 | | | | 62.1% | 65.0% | 66.8% |
| 21年度分保険料 | | | | | 60.0% | 63.2% |
| 22年度分保険料 | | | | | | 59.3% |

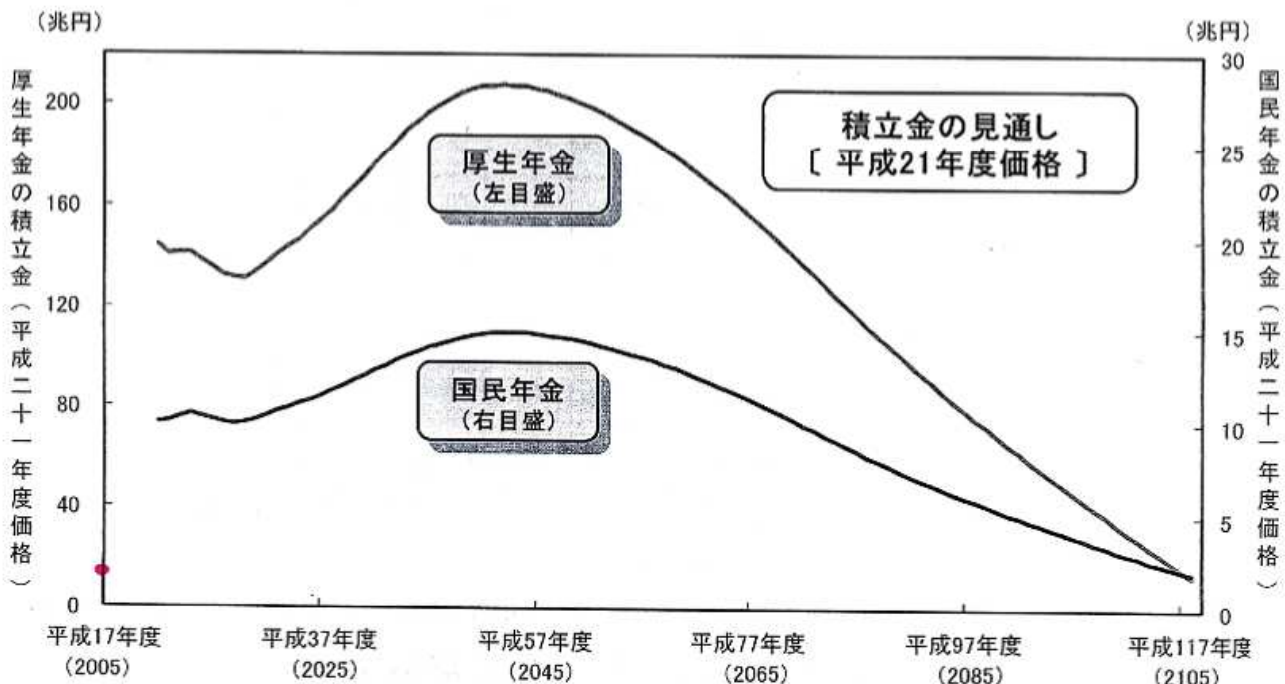
$$\text{※ 現年度納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

※ 最終納付率は、20年度の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

年金積立金の将来見通し - 平成21年財政検証 -

- 平成16年改正後は、今後、おおむね100年間にわたり財政が均衡するまで給付水準を自動調整することとしており、おおむね100年後（2105年度）に、支払準備金程度の保有（給付費の1年分程度）となるように積立金水準の目標を設定することとなる。



(注1) 本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位ケース)の場合。

(注2) 平成21年度価格とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

財政見通し

厚生年金の財政見通し（平成21年財政検証）

○ 基本ケース（人口は出生中位（死亡中位）、経済中位ケース）

| 年度 | 保険料率 (対総報酬) | 収入合計 | | | | 支出合計 | | 収支 差引残 | 年度末 積立金 | 年度末 積立金 (21年度価格) | 積立 度合 | (備考) |
|-----------|----------------|-----------|------|------|-------------|-------|------|-----------|------------|------------------------|----------|--|
| | | 保険料 収入 | 運用収入 | 国庫負担 | 基礎年金 拠出金 | | | | | | | |
| 平成(西暦) | % | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | | |
| 21(2009) | 15.704 | 34.9 | 23.8 | 2.1 | 7.2 | 35.8 | 13.1 | -0.9 | 144.4 | 144.4 | 4.1 | (備考) 前提: 基本ケース 出生: 中位ケース 死亡: 中位ケース 経済: 中位ケース 長期の経済前提 物価上昇率 1.0% 賃金上昇率 2.5% 運用利回り 4.1% マクロ経済スライド 調整開始年度 平成24(2012)年度 調整終了年度 平成50(2038)年度 最終的な所得代替率 50.1% (平成50(2038)年度以降) |
| 22(2010) | 16.058 | 35.0 | 24.7 | 2.5 | 7.4 | 36.7 | 13.5 | -1.7 | 142.6 | 141.1 | 3.9 | |
| 23(2011) | 16.412 | 36.7 | 26.2 | 2.7 | 7.5 | 37.8 | 13.9 | -1.1 | 141.6 | 141.7 | 3.8 | |
| 24(2012) | 16.766 | 38.5 | 27.6 | 2.8 | 7.8 | 39.2 | 14.4 | -0.7 | 140.9 | 141.3 | 3.6 | |
| 25(2013) | 17.120 | 40.4 | 28.9 | 3.1 | 8.1 | 40.4 | 15.0 | -0.1 | 140.8 | 138.3 | 3.5 | |
| 26(2014) | 17.474 | 42.5 | 30.3 | 3.6 | 8.4 | 41.3 | 15.7 | 1.2 | 142.0 | 135.4 | 3.4 | |
| 27(2015) | 17.828 | 44.8 | 31.7 | 4.1 | 8.7 | 42.6 | 16.3 | 2.1 | 144.2 | 132.5 | 3.3 | |
| 32(2020) | 18.30 | 53.3 | 36.9 | 6.8 | 9.4 | 45.7 | 18.1 | 7.6 | 172.5 | 140.6 | 3.6 | |
| 37(2025) | 18.30 | 59.5 | 40.8 | 8.6 | 9.9 | 48.6 | 19.2 | 10.9 | 219.9 | 158.5 | 4.3 | |
| 42(2030) | 18.30 | 66.1 | 44.5 | 11.1 | 10.4 | 52.3 | 20.5 | 13.8 | 284.2 | 181.0 | 5.2 | |
| 52(2040) | 18.30 | 78.5 | 49.1 | 16.5 | 12.8 | 67.3 | 25.5 | 11.2 | 417.1 | 207.5 | 6.0 | |
| 62(2050) | 18.30 | 90.4 | 54.1 | 20.2 | 16.0 | 82.9 | 31.9 | 7.5 | 507.7 | 197.3 | 6.0 | |
| 72(2060) | 18.30 | 101.2 | 59.8 | 22.5 | 18.8 | 97.6 | 37.6 | 3.6 | 562.5 | 170.8 | 5.7 | |
| 82(2070) | 18.30 | 109.6 | 65.2 | 22.6 | 21.7 | 112.8 | 43.4 | -3.3 | 561.3 | 133.1 | 5.0 | |
| 92(2080) | 18.30 | 116.7 | 72.4 | 20.3 | 23.9 | 124.2 | 47.8 | -7.5 | 502.5 | 93.1 | 4.1 | |
| 102(2090) | 18.30 | 123.9 | 81.2 | 16.6 | 26.1 | 135.6 | 52.3 | -11.7 | 406.4 | 58.8 | 3.1 | |
| 112(2100) | 18.30 | 129.9 | 90.7 | 10.3 | 28.9 | 149.8 | 57.8 | -19.9 | 247.2 | 28.0 | 1.8 | |
| 117(2105) | 18.30 | 132.4 | 96.2 | 5.8 | 30.4 | 157.5 | 60.8 | -25.1 | 132.4 | 13.2 | 1.0 | |

(注1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注2)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(注3)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

国民年金の財政見通し（平成21年財政検証）

○ 基本ケース（人口は出生中位（死亡中位）、経済中位ケース）

| 年度 | 保険料月額 (注1) | 収入合計 | | | | 支出合計 | | 収支 差引残 | 年度末 積立金 | 年度末 積立金 (21年度価格) | 積立 度合 | (備考) |
|-----------|---------------|-----------|------|------|-------------|------|------|-----------|------------|------------------------|----------|--|
| | | 保険料 収入 | 運用収入 | 国庫負担 | 基礎年金 拠出金 | | | | | | | |
| 平成(西暦) | 円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | | |
| 21(2009) | 14,700 | 4.8 | 2.2 | 0.1 | 2.4 | 4.7 | 4.5 | 0.1 | 10.0 | 10.0 | 2.1 | (備考) 前提: 基本ケース 出生: 中位ケース 死亡: 中位ケース 経済: 中位ケース 長期の経済前提 物価上昇率 1.0% 賃金上昇率 2.5% 運用利回り 4.1% マクロ経済スライド 調整開始年度 平成24(2012)年度 調整終了年度 平成50(2038)年度 |
| 22(2010) | 14,980 | 4.9 | 2.2 | 0.2 | 2.5 | 4.7 | 4.5 | 0.2 | 10.2 | 10.1 | 2.1 | |
| 23(2011) | 15,260 | 4.9 | 2.2 | 0.2 | 2.5 | 4.7 | 4.5 | 0.1 | 10.3 | 10.3 | 2.2 | |
| 24(2012) | 15,540 | 4.9 | 2.2 | 0.2 | 2.5 | 4.8 | 4.6 | 0.1 | 10.4 | 10.5 | 2.1 | |
| 25(2013) | 15,820 | 5.1 | 2.3 | 0.2 | 2.6 | 5.0 | 4.8 | 0.1 | 10.5 | 10.3 | 2.1 | |
| 26(2014) | 16,100 | 5.4 | 2.4 | 0.3 | 2.7 | 5.2 | 5.0 | 0.1 | 10.7 | 10.2 | 2.0 | |
| 27(2015) | 16,380 | 5.7 | 2.5 | 0.3 | 2.8 | 5.4 | 5.2 | 0.2 | 10.9 | 10.0 | 2.0 | |
| 32(2020) | 16,900 | 6.6 | 2.9 | 0.5 | 3.2 | 6.1 | 5.9 | 0.5 | 13.0 | 10.6 | 2.0 | |
| 37(2025) | 16,900 | 7.3 | 3.2 | 0.6 | 3.5 | 6.6 | 6.4 | 0.7 | 16.3 | 11.7 | 2.4 | |
| 42(2030) | 16,900 | 8.0 | 3.4 | 0.8 | 3.8 | 7.1 | 6.9 | 0.9 | 20.6 | 13.1 | 2.8 | |
| 52(2040) | 16,900 | 9.5 | 3.6 | 1.2 | 4.7 | 8.7 | 8.5 | 0.8 | 29.9 | 14.9 | 3.4 | |
| 62(2050) | 16,900 | 11.5 | 4.0 | 1.5 | 6.0 | 10.9 | 10.8 | 0.5 | 36.6 | 14.2 | 3.3 | |
| 72(2060) | 16,900 | 13.3 | 4.4 | 1.6 | 7.2 | 13.0 | 12.9 | 0.3 | 40.6 | 12.3 | 3.1 | |
| 82(2070) | 16,900 | 14.7 | 4.8 | 1.6 | 8.2 | 14.8 | 14.7 | -0.2 | 40.8 | 9.7 | 2.8 | |
| 92(2080) | 16,900 | 16.0 | 5.4 | 1.5 | 9.1 | 16.4 | 16.2 | -0.4 | 37.8 | 7.0 | 2.3 | |
| 102(2090) | 16,900 | 17.3 | 6.1 | 1.3 | 9.9 | 17.9 | 17.8 | -0.6 | 33.0 | 4.8 | 1.9 | |
| 112(2100) | 16,900 | 18.7 | 6.7 | 1.0 | 10.9 | 19.7 | 19.6 | -1.0 | 25.1 | 2.8 | 1.3 | |
| 117(2105) | 16,900 | 19.5 | 7.2 | 0.8 | 11.5 | 20.7 | 20.6 | -1.2 | 19.5 | 1.9 | 1.0 | |

(注1)保険料月額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成21(2009)年度における保険料の額は月額14,660円である。

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉の概要

基本的考え方

- アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)に向けた道筋の中で唯一交渉が開始しており、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。
- FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)やサービス貿易のみではなく、非関税分野(投資、競争、知的財産、政府調達等)のルール作りのほか、新しい分野(環境、労働、「分野横断的事項」等)を含む包括的協定として交渉されている。

交渉日程及び目標

交渉日程

2010年 3月 第1回会合(於:豪州)
P4協定(環太平洋戦略的経済連携協定)加盟の4カ国(シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ)に加えて、米、豪、ペルー、ベトナムの8カ国で交渉開始。

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 6月 | 第2回会合(於:米国) |
| 10月 | 第3回会合(於:ブルネイ) マレーシアが新規参加 |
| 12月 | 第4回会合(於:NZ) |
| 2011年 2月 | 第5回会合(於:チリ) |
| 3月 | 第6回会合(於:シンガポール) |
| 6月 | 第7回会合(於:ベトナム) |
| 9月 | 第8回会合(於:米国) |
| (以下、予定) | |
| 10月19~28日 | 第9回会合(於:ペルー) |
| 2012年 | 最低5回の会合が必要であるとされている。 |

目標

2010年11月
TPP協定交渉参加国首脳会合
(於:横浜APEC首脳会議)
「2011年11月のハワイAPEC首脳会議までの交渉妥結を目指す」ことで一致。

↓

2011年5月
TPP協定交渉参加国関係会合共同声明
(於:米国モンタナAPEC貿易大臣会合)
「11月にTPP協定の大きな輪郭を固めるとの目標を表明した。」

↓

2011年11月12~13日
APEC首脳会議(於:ハワイ・ホノルル)

交渉の分野及び内容

TPP協定交渉では24の作業部会が設けられているが、これらの部会は「首席交渉官会議」のように特定の分野を扱わないものや、「物品市場アクセス」(工業)、「物品市場アクセス」(繊維・衣料品)、「物品市場アクセス」(農業)のように、分野としては一つに括りうるものも含まれている。このような会合を整理すると、分野としては21分野となる。また、作業部会ごとに協定テキストの「章立て」が行われるとは限らず、今後の交渉次第で複数の作業部会の成果が一つの章に統合され、または、「分野的横断事項」作業部会のように作業部会の成果が複数の章に盛り込まれる可能性もある。

| | | | | | |
|---|---|---|--|---|--|
| (1)物品市場アクセス (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業) 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。 | | (2)原産地規則 関税の減免の対象となる「締約国の原産品(=締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。 | (3)貿易円滑化 貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。 | (4)SPS(衛生植物検疫) 食品の安全を確保したり、動物や植物が病気に罹らないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。 | (5)TBT(貿易の技術的障壁) 安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障壁とならないように、ルールを定める。 |
| (6)貿易救済(セーフガード等) ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。 | | (7)政府調達 中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札のルールについて定める。 | (8)知的財産 知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。 | (9)競争政策 貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。 | サービス (10)越境サービス 国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。 |
| (11)商関係者の移動 貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。 | (12)金融サービス 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。 | (13)電気通信サービス 電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。 | (14)電子商取引 電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。 | (15)投資 内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。 | (16)環境 貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。 |
| (17)労働 貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。 | (18)制度的事項 協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。 | | (19)紛争解決 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。 | (20)協力 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。 | (21)分野横断的事項 複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。 |

WTO交渉停滞で高まるEPAの必要性

- WTO交渉が妥結すれば、日本の競争条件の劣後は限定的なはずだった
(例)米国:トラック25→6.1%、繊維32→6.4%、中国:乗用車25→11.1%、EU:家電14→5.1%、自動車10→5%
- 韓国はFTA締結で米国・EU市場を自国の「経済領土」に(李明博大統領)
- 韓国のFTA締結が日本企業誘致の呼び水に



(参考3) 先行する韓国との競争状態

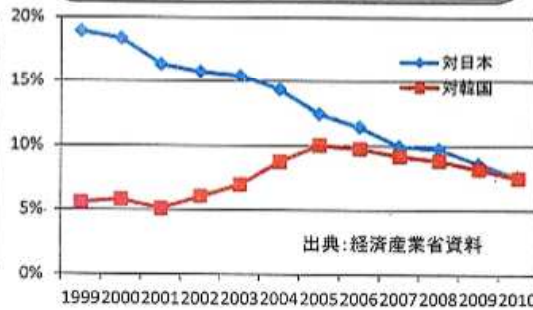
韓国による米・EUとのFTAが発効することにより、我が国の鉱工業品輸出が比較劣位におかれる可能性がある。

EUにおける 主な高関税品目

| | 韓国 | 日本 |
|-------|----------|-----|
| 乗用車 | 10% → 0% | 10% |
| 薄型テレビ | 14% → 0% | 14% |
| 電子レンジ | 5% → 0% | 5% |

韓国企業に対する関税は、FTA発効後5年以内で全廃

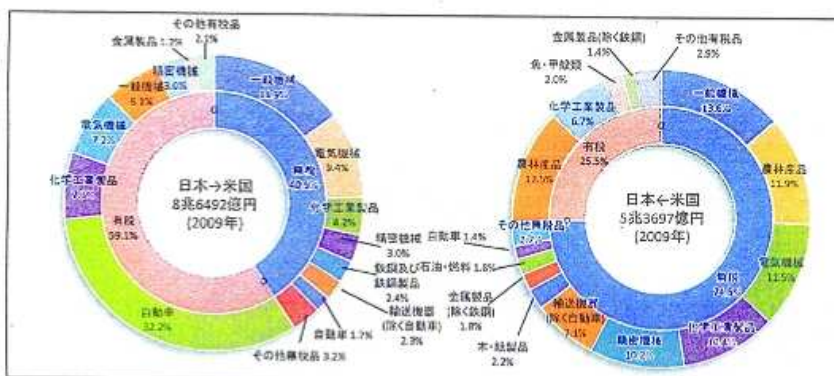
EUにおける 電気機械分野での国別シェア



米国における 主な高関税品目

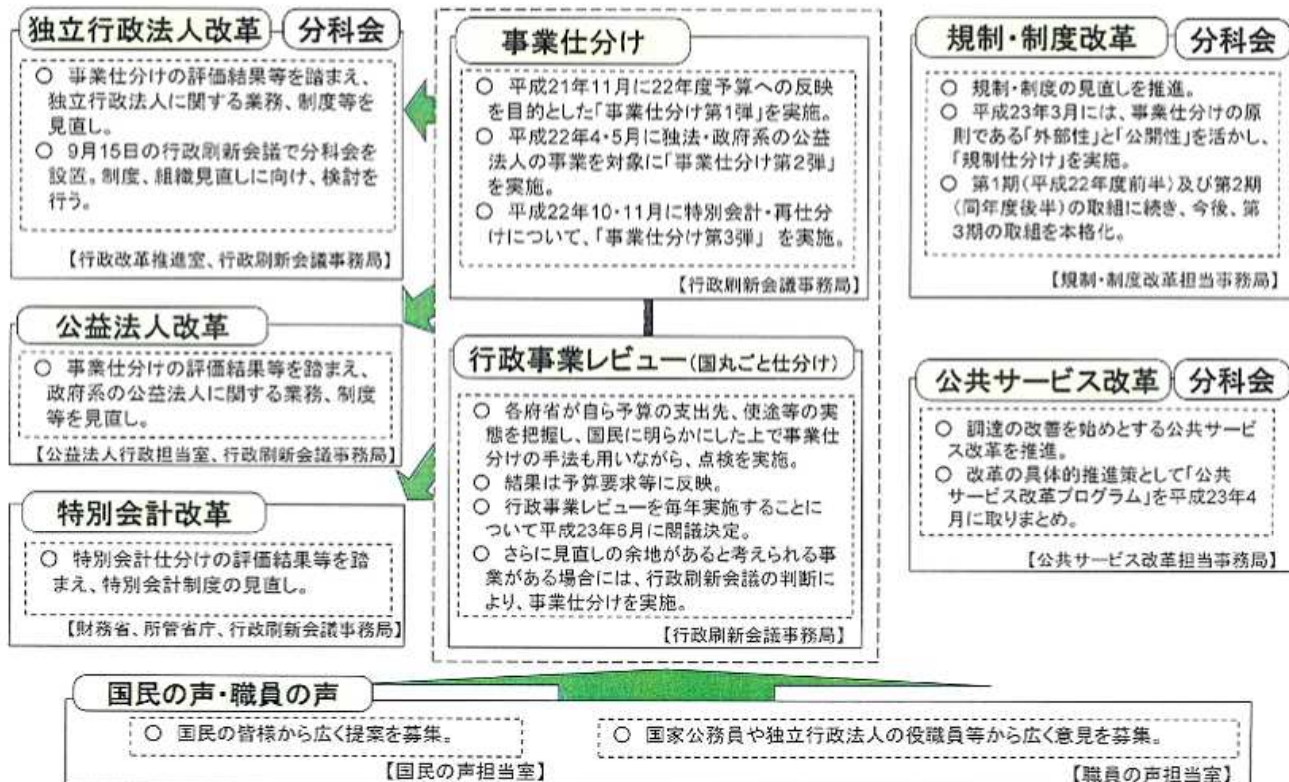
| | 韓国 | 日本 |
|-------------------|-----------|------|
| 乗用車 | 2.5% → 0% | 2.5% |
| トラック | 25% → 0% | 25% |
| ベアリング | 9% → 0% | 9% |
| ポリスチレン、ポリエステル | 6.5% → 0% | 6.5% |
| LCDモニター、カラータブ、DTV | 5% → 0% | 5% |
| 電気アンプ、スピーカー | 4.9% → 0% | 4.9% |

韓国企業に対する関税は、FTA発効後10年以内で全廃



行政刷新会議

国民的な観点から、国の予算、制度、その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うため、平成21年9月18日に閣議決定により設置。



事業仕分け第1弾の評価結果の反映などによる平成22年度予算の歳出歳入の見直し(概要)

事業仕分けの評価結果の反映などにより、大胆な歳出の見直しを行うとともに、基金等の国庫返納を実現するなど、その成果を22年度予算へ反映。

○歳出

(1) 概算要求段階での歳出削減 (21年度当初予算額→22年度概算要求額)

①歳出削減額(一般会計) 約▲1兆3,122億円

(2) 概算要求段階からの歳出削減 (22年度概算要求額→22年度当初予算額)

事業仕分けの評価結果や横断的見直しの観点から、すべての歳出について徹底した見直しを行い、約▲1.0兆円の歳出削減を実現。

②歳出削減額(一般会計) 約▲ 9,692億円

事業仕分けの評価結果や横断的見直しの観点は、様々な形で反映。

・一般会計の歳出削減

・特別会計の歳出削減

(例) 社会資本整備事業特別会計(対21当初▲1.0兆円)、食料安定供給特別会計(対21当初▲0.2兆円)

・歳出削減以外の事業仕分けの評価結果の反映

(例) 診療報酬の配分の見直し(増額分の大半を急性期入院に配分。)

・補助金交付の効率化

(例) 社会資本整備総合交付金(仮称)の創設(2.2兆円)

○歳入

事業仕分けの評価結果や横断的見直しの観点等を踏まえた歳入確保努力によって、約1.0兆円の財源確保を実現。

③歳入確保額(一般会計) 約 1兆0,269億円

事業仕分けの評価結果や横断的見直しの観点は、様々な形で反映。

・公益法人・独立行政法人等の基金の国庫返納(8,148億円)

※民間都市開発推進機構に対する無利子貸付金(1,097億円)を含む。

・独立行政法人の不要財産

日本貿易振興機構の保証金等(332億円)、造幣局・国立印刷局の土地・建物の売却収入等(326億円)

○合計(①+②+③)

約 3兆3,082億円

(注) 注釈については、精査の結果、異動を生じる場合がある。

出典:第5回行政刷新会議資料(財務省提出資料)

事業仕分け第2弾の評価結果を踏まえた各府省の見直し等の状況(概要)

事業仕分け第2弾の評価結果を踏まえ、各府省において平成23年度概算要求に反映するなど、検討を進めているところ。

第2弾前半<47独立行政法人が行う151事業を対象>

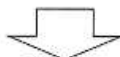
- | | |
|--------------------------------|-------|
| ○ 既に措置済みとの回答 | 25事業 |
| ○ 平成22年度中に措置予定との回答 | 55事業 |
| ○ 平成23年度概算要求に反映又は23年度に措置予定との回答 | 105事業 |
| ○ 平成24年度以降に措置予定又は検討中との回答 | 56事業 |
| ○ 当面維持し、将来の取扱いについて検討との回答 | 3事業 |

※ 事業により複数回答のものがある。

第2弾後半<70の政府系の公益法人等が行う82事業を対象>

- | | |
|--|------|
| ○ 既に措置済みとの回答 | 5事業 |
| ○ 平成22年度中に措置予定のもの (一部について措置済みとしている事業を含む。) | 11事業 |
| ○ 平成23年度概算要求において見直しを行っているもの (一部措置済み、措置予定、検討中としている事業を含む。) | 24事業 |
| ○ 上記のほか、23年度以降措置予定又は検討中としているもの (一部措置済み、措置予定、検討中としている事業を含む。) | 37事業 |

出典：第11回行政刷新会議資料より抜粋



各府省の見直し等の状況は引き続き行政刷新会議でフォローアップ。(一部は再仕分けの対象) 独立行政法人制度の見直し、政府系の公益法人への指導監督の強化にも着手。

事業仕分け第3弾の評価結果等の反映などによる平成23年度予算の歳入歳出の見直し(概要)

事業仕分けの評価結果等の反映などにより、大胆な歳出の見直しを行うとともに、不要資産等の国庫納付等を実現するなど、その成果を23年度予算へ反映。

○歳出

事業仕分けの評価結果等を踏まえ、歳出の徹底した見直しを行い、概算要求から追加的に約3,500億円の歳出削減を実現。(23年度要求 → 23年度当初)

①歳出削減額(一般会計) 約3,515億円

- ・ 道路整備事業 (対23要求▲497億円)
- ・ 治水事業 (対23要求▲226億円)
- ・ 日本年金機構運営費交付金 (対23要求▲182億円)
- ・ 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金 (対23要求▲80億円)
- ・ 地域ICT利活用広域連携事業 (対23要求▲22億円)

○歳入

事業仕分けの評価結果等を踏まえた歳入確保努力によって、約1兆4,000億円の財源確保を実現。

②歳入確保額(一般会計) 約1兆3,984億円

◇独立行政法人の不要資産の国庫納付(対1兆3,418億円)

- ・ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(1兆2,000億円)
- ・ 中小企業基盤整備機構(500億円)
- ・ 住宅金融支援機構(413億円)

◇公益法人の不要資産の国庫納付(約447億円)

- ・ (財) 埴事業センター(約404億円)

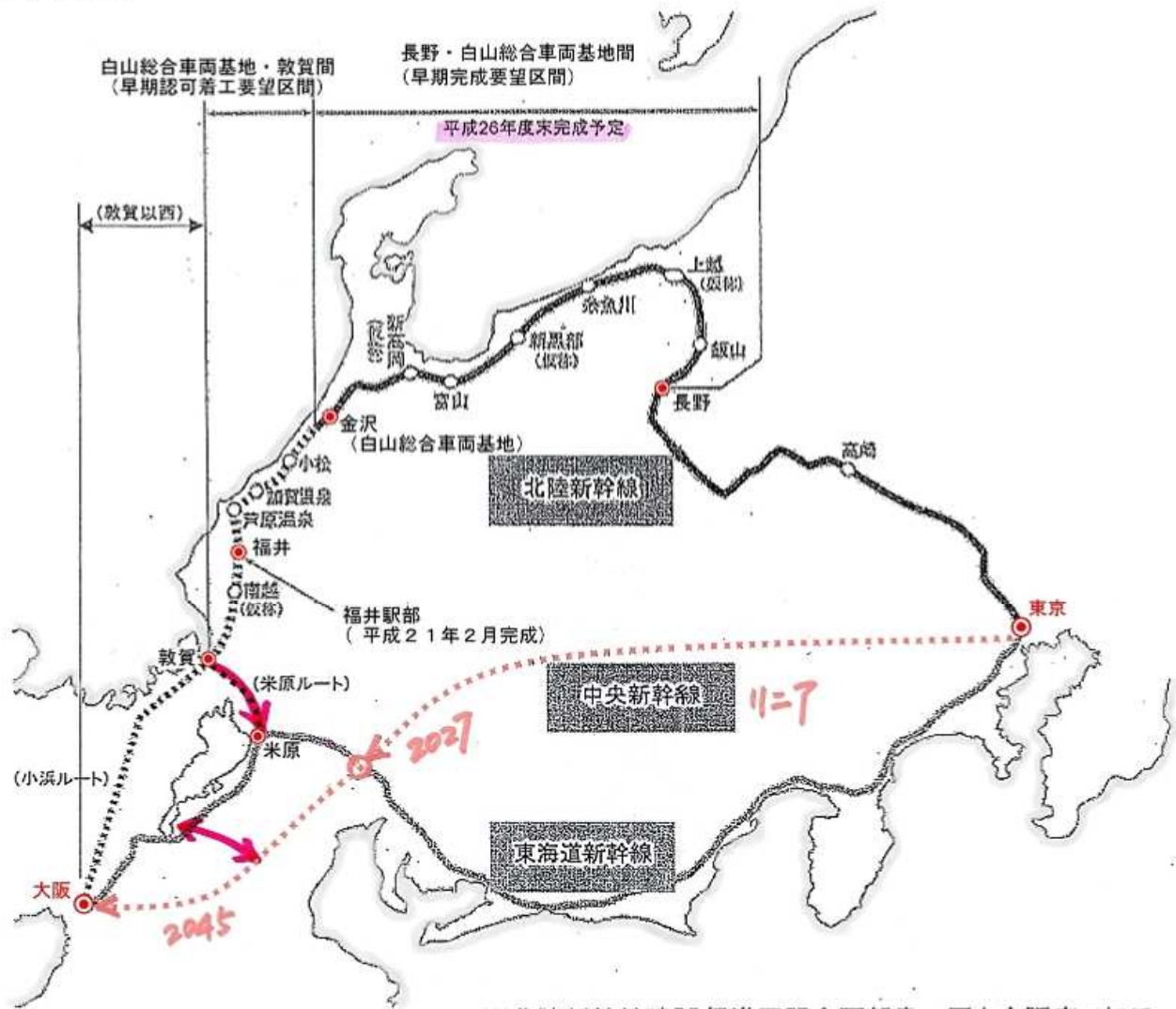
○合計(①+②)

約1兆7,498億円

(注) 計数については、精査の結果、異動を生じる場合がある。

出典：第15回行政刷新会議資料(財務省提)資料

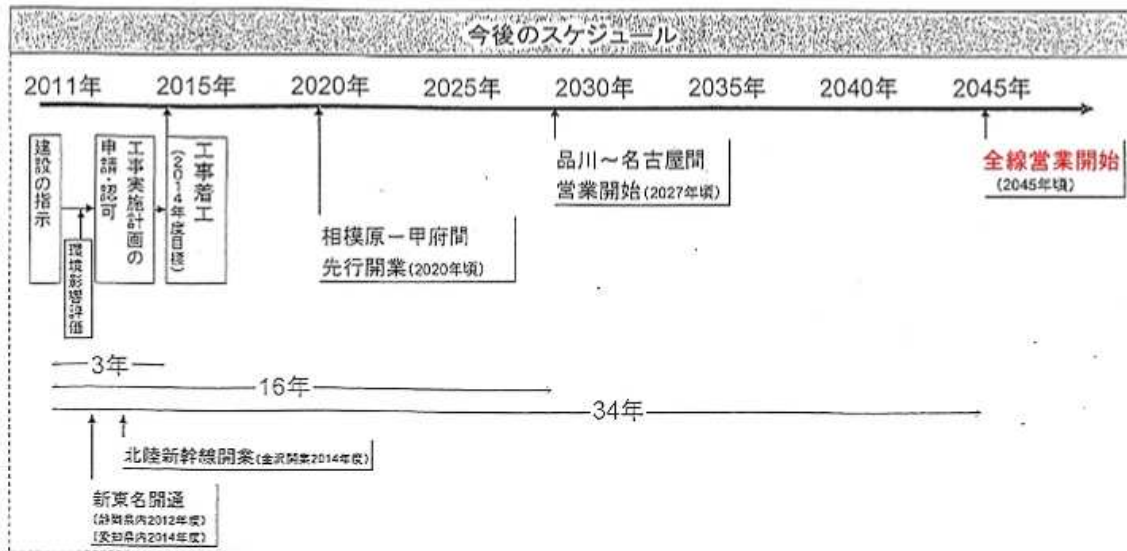
【参考図面】



※北陸新幹線建設促進同盟会要望書の図を大阪府で加工

リニア中央新幹線に係る今後のスケジュール

- リニア中央新幹線の実現に向けた準備が着々と進む。



会派別勢力分野

衆議院

2011. 9. 28現在

民主党・無所属クラブ **302**

民主党
301名(横路議長除く)

無所属クラブ
1名
(浅野貴博)

自由民主党・無所属の会
無所属の会
(中村喜四郎) **118**

公明党 **21**

日本共産党 **9**

社会民主党・市民連合 **6**

みんなの党 **5**

国民新党・新党日本 **4**

たちあがれ日本 **2**

国益と国民の生活を守る会 **2**

無所属

(石川知裕・衛藤征士郎・佐藤ゆうこ・
土肥隆一・中島正純・鳩山邦夫・
松木けんこう・与謝野馨・横糸勝仁・横路孝弘)

10

欠員 **1**

合計 **480**

参議院

2011. 9. 9現在

民主党・新緑風会 **106**

民主党・新緑風会
105名(西岡議長除く)

(平山 誠)

自由民主党・無所属の会
無所属の会
(大江康弘) **83**

公明党 **19**

みんなの党 **11**

日本共産党 **6**

たちあがれ日本・新党改革 **5**

社会民主党・護憲連合 **4**

国民新党 **3**

無所属

(糸数慶子・長谷川大紋・
西岡武夫・尾辻秀久・浜田和幸)

5

欠員 **0**

合計 **242**